

平成 27 年 第 1 回臨時会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 27 年 7 月 27 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (7月27日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○臨時議長の紹介	5
○開会及び開議の宣告	5
○仮議席の指定	5
○議長選挙	6
○議事日程の報告	7
○副議長選挙	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○広域連合長挨拶	9
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○行政報告	18
○広域連合長挨拶	20
○閉会の宣告	21
○署名議員	23
○議案審議結果一覧表	25

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第45号

平成27年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月17日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

1 期 日 平成27年7月27日 午後1時30分

2 場 所 さいたま市浦和区仲町3-5-1
埼玉県県民健康センター 大ホール

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- (2) 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

平成27年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成27年7月27日（月曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 諸般の報告
- 日程第 8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第6号 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第11 行政報告

出席議員（15名）

3番	原口和久	4番	吉田信解
7番	富岡勝則	8番	関根孝道
9番	会田重雄	10番	原田信次
11番	平山五郎	12番	市川幸三
13番	田中守	14番	福島正夫
15番	榎本守明	16番	小櫃市郎
17番	工藤薫	18番	山本重幸
20番	原口孝		

欠席議員（4名）

1番	大橋良一	2番	神保国男
6番	富岡清	19番	長島祥二郎

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	田中暄二	副広域連合長	吉田昇
事務局長	小池一夫	事務局次長 兼総務課長	服部明子
事務局次長 兼保険料課長	中島利夫	給付課長	中山佳孝

職務のため出席した者の職氏名

書記	上敏文	書記	飯塚剛
----	-----	----	-----

開会 午後1時30分

◎臨時議長の紹介

○書記（上 敏文） 本日は、任期満了により議長、副議長がともに欠けております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、平山五郎議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、議長席にご着席をお願いいたします。

（臨時議長、議長席に着く）

○臨時議長（平山五郎） ただいま紹介をいただきました平山でございます。

それでは、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、臨時に議長の職務につかせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（平山五郎） 開会に当たり、臨時議長から申し上げます。

欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市長選出区分から大橋良一議員、吉田信解議員が、市議会議員選出区分から平山五郎議員、田中守議員、福島正夫議員が、町村議会議員選出区分から山本重幸議員、原口孝議員が当選されましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（平山五郎） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

新たな広域連合議会議員7名の仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長選挙

○臨時議長（平山五郎） 日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（平山五郎） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

臨時議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（平山五郎） ご異議なしと認めます。ただいま臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に13番、田中守議員を指名いたします。

お諮りいたします。

臨時議長において指名いたしました田中守議員を当選人と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（平山五郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中守議員が議長に当選をされました。

議長に当選されました田中議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、議長と議長席を交代します。ご協力ありがとうございました。

（臨時議長、議長と交代）

○議長（田中 守） 皆さん、こんにちは。

連日の猛暑日であります。ご出席いただきました各議員の皆様方には、体調管理に十分、ご留意をいただいておりますが、どうぞこれからまた暑さが続いてまいりますので、お互いに体をいたわって頑張ってまいりたい、このように考えています。

ただいま議長にご選任をいただきました、上尾市議会よりまいっております田中守でございます。就任に際しまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

後期高齢者医療制度については、ご高承のとおり今後さらに高齢化が進み、医療費がふえていく中で、いかに持続可能なものとしていくかが重要な課題と考えております。そのため、全

県下63市町村の加盟にて構成をされているこの広域連合の議会の役割も、大変に重要なものと承知をしております。

ただいま議長にご推挙いただいたわけでありますが、県民の皆様方のご負託にしっかりと応えるためにも、本議会の円滑かつ公正な運営について、鋭意努力をしてまいる覚悟でございます。どうぞ皆様方には、最後までご指導、ご支援いただきますよう、特に議員の皆様方、広域連合長、副広域連合長様を含め、関係各位のご協力、心からお願いを申し上げます。

どうぞ議会運営におけるご協力を重ねてお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（田中 守） これよりお手元にご配付を申し上げました議事日程により議事を進行させていただきます。

◎副議長選挙

○議長（田中 守） 日程第3、副議長選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中 守） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をさせていただきました。

お諮りをいたします。

議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中 守） ご異議なしと認めます。ただいま議長において指名することに決定をさせていただきました。

副議長に、18番、山本重幸議員をご指名申し上げます。

お諮りをいたします。

議長において指名をいたしました山本重幸議員を当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中 守) ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました山本重幸議員が副議長に当選をされました。

副議長に当選をされました山本議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選をされました山本議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(山本重幸) 皆さん、こんにちは。

ただいま副議長に選出されました伊奈町議会議長の山本でございます。議長が隣の上尾市の、大変お世話になっておる、田中議長ということでございまして、非常に私にとってはありがたいことだと考えております。よろしくお願い申し上げます。

就任に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

副議長という大役を仰せつかり、その責任の重さを痛感している次第でございます。この広域連合議会が、後期高齢者医療制度の適正な運営を図るといふ、県民の負託に応えられるよう議長を補佐し、議会が円滑、公正に運営されますよう努めてまいります。皆様方には、ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ですが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田中 守) どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

◎議席の指定

○議長(田中 守) 日程第4、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員7名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、大橋良一議員を1番に、吉田信解議員を4番に、平山五郎議員を11番に、田中守を13番に、福島正夫議員を14番に、山本重幸議員を18番に、原口孝議員を20番に、議長において指定をさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 守） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、3番、原口和久議員、4番、吉田信解議員、以上、2名の方を議長において指名をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（田中 守） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中 守） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（田中 守） 日程第7、この際、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出をされました議案は、お手元に配付をしたとおりであります。

また、議案説明者の出席について、広域連合長より送付された通知の写し及び、例月現金出納検査について監査委員より送付をされた結果の写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（田中 守） ここで、広域連合長からご挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

田中広域連合長。

○広域連合長（田中暄二） 当広域連合長を務めさせていただいております久喜市長の田中暄二でございます。

議長の許可をいただきましたので、開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年第1回、当広域連合の議会臨時会をお願いしたところでございますが、大変お忙しい中にもかかわらず、このようにご参集を賜り、まことにありがとうございます。また、過日行われました広域連合の議員選挙におきまして、7名の議員の皆様が当選をされました。ここに、お祝いを申し上げますとともに、今後とも当広域連合の運営に当たりまして、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、先ほど本臨時会におきまして、新議長に田中議長、新副議長に山本副議長が就任をなされたわけでございます。心より、ご就任をお喜び申し上げます。

この広域連合議会の運営に当たりまして、特段のご尽力を連合長といたしましても、お願い申し上げます。改めて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、医療保険改革関連法である持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、去る5月27日に成立をし、29日に公布をされました。同法は、国民健康保険の財政支援の拡充による医療保険制度の財政基盤の安定化や負担の公平化などを柱に、医療費適正化策の推進等を講じるものでございます。

具体的には、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任を市町村から都道府県に移管をし、都道府県と市町村が共同して国民健康保険の運営を担うとともに、国民健康保険に対する新たな財政支援が行われます。また、被用者保険の後期高齢者支援金の算定方法におきまして、総報酬の割合を段階的にふやし、平成29年度からは全面総報酬割とすることなどがございます。

次に、後期高齢者医療制度に係る状況についてでございますが、6月10日に開催されました全国後期高齢者医療広域連合協議会では、厚生労働大臣宛てに国庫定率負担割合の増加、調整交付金の拡充、保健事業を円滑に推進するための国の十分な予算措置、低所得者に対する保険料軽減特例措置への対応などを盛り込んだ要望書を提出させていただきました。

一方、当広域連合の状況でございますけれども、平成27年3月末の被保険者数は72万5,896人となっております。平成20年4月の制度開始時点の51万人から約21万人の増加となっております。それに加え、医療費も年々増加しております。また決算提出はいたしておりませんが、平成26年度の医療給付費の実績は5,500億円に達している状況でございます。

また、広域連合の保険料率の改定につきましては、2年ごとに行われますが、今年度は平成28年度、平成29年度の保険料率を決定する年となっております。今後、後期高齢者医療懇話会からの提言をいただき、県との協議を進めながら、被保険者の増加と医療費の増大傾向を見極め、できる限り次期保険料率の上昇抑制に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日の臨時会でございますけれども、条例の一部改正を2件、うち専決処分を1件、監査委員の選任の人事案件を1件、合計3件を提出させていただきました。議員の皆様には、

慎重なるご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 守） 田中広域連合長、ありがとうございます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 守） 日程第8、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） それでは、議案第5号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に係る専決処分の承認を求める部分について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書の1ページをお開きください。

下段に提案理由を記載してございますが、平成27年度の保険料に関し、保険料の被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、平成27年3月4日に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月17日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

それでは、右肩にナンバー2とあります、別冊の議案参考資料の1ページをお開きください。

まず、専決処分とした理由でございますが、平成27年3月4日に後期高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じたものでございますが、実施決定の時期として、今年度の保険料の賦課決定等に間に合わせる必要があることから、平成27年3月17日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

次に、条例改正の内容についてでございますが、平成27年度以降の保険料の被保険者均等割額の5割軽減と2割軽減について、軽減対象となる所得基準を算定するための被保険者の数に乘じる金額をそれぞれ26万円と47万円とするものです。4ページをごらんいただきたいと存じ

ます。

今回の改正を含めた27年度における保険料の均等割額の軽減措置を図式化しておりますので、これにより説明を申し上げます。

図の上の四角で囲まれている部分の右上に書いてございますが、夫婦とも被保険者で奥様の年金収入が80万円以下の夫の例を掲げております。

5割軽減の場合、被保険者の数に乗じる金額が24万5,000円から26万円に1万5,000円引き上げられ、被保険者の数2人に乗じると基準所得額が3万円多くなりますので、収入が年金のみの場合には220万円以下の方までが5割軽減の対象となります。

また、2割軽減の場合、被保険者の数に乗じる金額が45万円から47万円に2万円引き上げられ、被保険者の数2人に乗じると基準所得額が4万円多くなりますので、同様の場合、年金収入が262万円以下の方までが2割軽減の対象となります。

下の表にありますように、5割軽減と2割軽減の対象となる収入金額が矢印の分だけ右にずれて、その分軽減対象者が増加いたします。5ページをごらんください。

この軽減拡充の影響でございますが、拡充前後の基準で判定した場合を比較しますと、5割軽減は4万8,136人から5万1,813人に、2割軽減は5万9,242人から6万2,187人に対象者が増加し、軽減額は1億303万円の増加となります。この軽減措置の拡充による補てん財源は、県が4分の3、市町村が4分の1を負担していただいております、保険基盤安定負担金により賄われるものでございます。

この条例の施行期日は平成27年4月1日、改正後の条例の規定は同日から適用するものです。

なお、条例の新旧対照表は2ページから3ページに記載してございます。新旧対照表は後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、議案内容につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 守） 以上、説明をいただきました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞよろしくお願いいいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） 続いて、賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中 守） 総員起立であります。

よって、本案は承認と決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 守） 続きまして、日程第9、議案第6号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

服部事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（服部明子） 議案第6号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とございます議案書4ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例は、下段の提案理由にございますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、同法第31条に基づき必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、これ以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を番号法と略称いたします。

内容でございますが、右肩にナンバー2とございます議案参考資料6ページをお開きいただきたいと存じます。

内容といたしましては、まず第1点目といたしまして番号法では特定個人情報を構成する個人番号の利用範囲を規定しており、目的外利用を人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合に限定していることから、番号法の趣旨を踏まえて特定個人情報の目的外利用を人の

生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限定いたします。

次に、第2点目といたしまして、番号法では特定個人情報について不正な取り扱いがなされる懸念があり得ることから、本人の関与についてより一層の保障が必要となってくると考えられており、開示請求等の権利が容易に行使できるよう任意代理人による請求を認めていることから、番号法の趣旨を踏まえて特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、任意代理人による請求を認めるようにいたします。

第3点目といたしまして、情報提供等記録の訂正を実施した場合に、当該情報提供等記録と同一の情報提供等記録を有する情報照会者、又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの管理者である総務大臣へ通知する規定を追加いたします。

さらに、第4点目といたしまして番号法では特定個人情報について収集等を制限する規定があり、この規定に違反した取り扱いがなされている場合にも利用停止請求ができるようにいたします。

また、施行期日につきましては平成27年10月5日とするものでございます。

なお、条例の新旧対照表は7ページから11ページまでに記載してございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 守） ご説明をいただきました。

これより質疑を行います。

工藤議員、どうぞ。

○17番議員（工藤 薫） いわゆる番号法ですが、広域連合においては、12桁の番号でひもづけをされている情報というのは、どういうものになるのでしょうか。それぞれの個人のいわゆる4情報のほかに保険料であるだとか、健診の記録であるだとか、何がそれによって識別をされるのか、何がそれによって明らかにされているのか、その点、準備段階のことも含めてお願いいたします。

○議長（田中 守） 工藤薫議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

服部事務局次長、よろしいですか。

○事務局次長兼総務課長（服部明子） 被保険者情報ということで、私どものほうで保管しております生年月日とか、お名前とか給付状況、収納状況等を個人番号とひもづけしていく形になります。社会保障・税番号制度の導入に向けて、当広域連合といたしましては、まず評価書を作成いたします。そして、そのパブリックコメントを実施いたしまして、広域連合の個人情報保護審査会によります第三者点検を行いまして、その後、国の特定個人情報保護委員会へ提

出を経まして、評価書を公表することになっております。

その後、個人番号の利用開始に向けたシステム改修を行い、平成28年1月に利用開始を予定しております。また、その情報連携の開始につきましては、現時点では今後国が構築する情報提供ネットワークシステムを介しまして、平成29年7月からの運用開始を予定しておりますので、今後国から示される接続仕様やスケジュール等を踏まえまして準備を進めてまいります。番号制度につきましては、平成25年に成立いたしましたマイナンバー法に基づくものでありますので、導入に向けて滞ることのないように努めてまいります。今後とも、引き続きその情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 守） 工藤薫議員。

○17番議員（工藤 薫） 4情報のほかに収納状況とおっしゃった、ちょっとわからなかったのですが、何が情報としてひもづけされているのかという点をもう一度。

それと、この条例は10月5日から、もうスタートするという事なんですけれども、今お聞きすると評価書をつくったり、パブコメをしてシステム改修をしていくということです。それで、お聞きしたい、例えば後で行政報告がありますけれど、介護保険を使っている状況だとか、健康診断の状況だとか、そういったものも行く行くは一つの番号で連携してひもづけをされていくということなんですか、その点もお願いいたします。

○議長（田中 守） 服部事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（服部明子） 保険料の収納状況等も被保険者情報として含まれてまいります。また、そういった情報連携も検討されているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 守） 工藤議員よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 番号法については125万件もの年金情報が流出して大きな問題となっており、今参議院でも審議ができないという状況です。やはり一たん流出すると、大変收拾がつかない大量の個人情報が出てしまうわけで、こういった国の全体の状況の中でマイナンバー法を前提としている個人情報の保護条例ですので、私はこれについては反対をしておき

ます。

以上です。

○議長（田中 守） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の方々の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中 守） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 守） 日程第10、議案第7号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は、14番、福島正夫議員の一身上による事項ですので、地方自治法第117条の規定により暫時、福島議員の退席を求めます。

（14番 福島正夫議員退席）

○議長（田中 守） 議案の朗読は省略をいたします。

提案理由について説明を求めます。

田中広域連合長。

○広域連合長（田中暄二） それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、右肩にナンバー1と書かれてあります議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第1項の規定によりまして、広域連合に監査委員2人を置くこととなっております。そのうち、当該規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会議員のうちから1人、監査委員を選任することになっておりますが、議員選出されている監査委員においては広域連合議会議員の任期によることとされており、平成27年4月30日をもって前任の吉田英三郎氏が任期満了となり、現在、議会選出の監査委員が欠員となっております。

そこで、人格高潔かつ議員経験豊富な加須市議会議長の福島正夫氏が適任と存じておりますので、議員の皆様のご同意を賜りたく、提案を申し上げるところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（田中 守） ご説明をいただきました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） 賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中 守） 起立総員であります。

よって、本案は同意と決定いたしました。

ここで、14番、福島正夫議員の除斥を解きます。福島議員、席にお戻りいただきたいと存じます。

（14番 福島正夫議員入室）

○議長（田中 守） ここで、早速であります。監査委員に選任をされました福島議員よりご挨拶をしたい旨の申し出がございますので、これを許します。

福島議員。

○14番議員（福島正夫） 失礼します。

ただいま紹介をいただきました加須市選出の福島でございます。

監査委員に選任いただきまして、まことにありがとうございます。今、その責任の重大さを痛感しているところでございます。微力ではありますが、公正で厳正な監査に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中 守） ありがとうございました。

◎行政報告

○議長（田中 守） 続きまして、日程第11、行政報告を行います。

この際、執行部から行政報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

保健事業実施計画素案につきまして、報告を願います。

中山給付課長。

○給付課長（中山佳孝） それでは、保健事業実施計画素案についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、資料ナンバー3の行政報告をごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、この計画を策定する経緯でございますが、保健事業実施計画につきましてはデータヘルス計画とも言われておりまして、国により策定が推進されてきております。平成25年6月14日に閣議決定されました日本再興戦略におきまして、全ての医療保険者に対してレセプト情報などのデータの分析に基づいた健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成や事業の実施、さらには評価等の取り組みを求める方針が示されました。

これを受けて、平成26年3月31日に高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針が示され、全国の広域連合において保健事業実施計画を策定することとなったものでございます。

こうした背景には、健康診査やレセプト情報の電子化が本格化しており、健康や医療に関する情報が電子データとして各保険者に蓄積されてきたことなどがございます。

そこで、これらの情報を活用した保健事業を普及させ、それによって被保険者の健康の保持増進、ひいては医療費の伸びの抑制を図ることなどが意図されているものと考えられます。そこで、本広域連合におきましても、昨年度から計画の内容について検討を行ってまいりました。本日は、その素案がまとまりましたので議員の皆様にご報告させていただくものでございます。

では、表紙を1枚めくっていただき、折り込んであります概要版で主な内容をご説明させていただきます。

初めに、この計画書全体の構成でございますが、全5章からなっており、第1章は計画の基本的な考え方、第2章は埼玉県の現状と評価、第3章は県内市町村の現状と評価、第4章は保健事業の推進、第5章はその他となっております。また、項目や内容につきましては、厚生労

働省が作成した計画策定の手引きを参考にするとともに、埼玉県国民健康保険団体連合会に設置されている保健事業支援評価委員会による支援や、市町村からの意見を踏まえて作成しております。

まず、第1章の計画の基本的な考え方でございますが、この章では計画策定の背景や目的、さらには計画期間について記載しております。

次に、第2章、埼玉県の現状と評価と第3章、県内市町村の現状と評価でございますが、第2章では全国と埼玉県の各種データを比較分析した内容を記載し、第3章では埼玉県内の市町村の各種データを比較分析した内容を記載しております。

次に、第4章の保健事業の推進でございますが、目標といたしまして2点を掲げました。1点目といたしましては、健康診査受診率の上昇でございます。埼玉県は全国平均の受診率を上回っているものの、今後ともさらなる受診率の上昇に努めてまいります。

2点目といたしましては、1人当たり医療費の伸びの抑制でございます。埼玉県は被保険者数の増加により医療費全体の費用が年々増加しておりますので、被保険者の健康保持増進の取り組みを推進することにより、1人当たりの医療費を今後とも低く抑えるよう努めてまいります。

そして、これらの目標を達成するために、次の表の①から⑦までに掲げる事業を実施してまいります。この中で、①の医療費分析と③の歯科健康診査については新規事業になります。①の医療費分析につきましては、今年度中にシステムを導入し、医療費や健康診査のデータ分析を行い、健康課題の把握に努めてまいります。また、③の歯科健診につきましては、市町村が行う後期高齢者を対象とした歯科健診に補助金を交付してまいります。その他の継続事業につきましても、さらなる拡充に努めてまいります。

最後に、第5章、その他でございます。この章では事業の実施後、自己評価を行い、その後に有識者で構成する保健事業支援評価委員会の評価を受け、必要に応じて見直しを行っていくことや、この計画を本広域連合のホームページに掲載し、周知を図っていくこと、さらには運営上の留意事項として市町村との情報共有や個人情報保護条例の遵守について記載しております。

以上が素案の主な内容でございます。

なお、この素案につきましては、先日、被保険者の代表などで構成する懇話会において説明をさせていただきました。今後につきましては、埼玉県国民健康保険団体連合会に設置されている保健事業支援評価委員会の有識者の皆様からご意見をいただくとともに、ホームページ等で公表し、さらに多くの方々からのご意見をいただいております。その後、これらのご意見を踏まえて必要な修正を行い、今年の10月ごろを目標として計画を決定してまいりたいと考え

ております。

行政報告につきましては、以上でございます。

○議長（田中 守） ただいま担当課長からご説明をいただきました。

このことに対し質疑はありますか。

特にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中 守） ないようですので、質疑は終了いたします。

したがいまして、保健事業実施計画素案についての報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（田中 守） これにより、付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

ここで広域連合長から挨拶を行いたい旨の申し出がございますので、これを許します。

田中広域連合長。

○広域連合長（田中暄二） それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、このようにご参集をいただき、平成27年第1回臨時会を開催させていただきました。上程させていただきました専決処分の承認並びにその他の議案につきまして全て可決をいただいたわけでございます。心から御礼を申し上げます。

本日、ご就任いただきました田中議長におかれましては、今後とも当広域連合議会の運営に対しまして特段のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、山本副議長におかれましては、田中議長を補佐されて、当広域連合議会の運営に対しましてお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、福島監査委員におかれましては、公正で合理的かつ能率的な広域連合の行政運営を確保するために、適切な監査をお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当広域連合の運営が適切になされますよう今後とものご指導、ご鞭撻を、また格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

○議長（田中 守） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（田中 守） これをもちまして、平成27年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。

各議員の皆様方のご協力、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

閉会 午後2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 平山五郎

議長 田中守

署名議員 原口和久

署名議員 吉田信解

審議結果一覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（3件）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
5	専決処分の承認を求めることについて （埼玉県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例）	27. 7. 27	27. 7. 27	原案承認
6	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報 保護条例の一部を改正する条例の制 定について	〃	〃	原案可決
7	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委 員の選任について	〃	〃	原案同意

議

案

議 案 第 5 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年7月27日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

平成27年度の保険料に関し、保険料の被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、平成27年3月4日に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第62号）が公布されたことに伴い、緊急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じ、平成27年3月17日に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月17日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二 印

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 6 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年7月27日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、同法第31条に基づき必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報

第13条第1項中「保有個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下次項及び第29条第1項において同じ。）」を加え、同条第4項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下第26条第1項、第37条第1項、第38条第1項及び第39条において同じ。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 実施機関は、特定個人情報について、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第17条第2項中「代理人（）」の次に「特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。」を、「場合」の次に「（特定個人情報の開示請求をする場合を除く。）」を加える。

第38条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の全部又は一部について訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第39条第1項第1号中「第13条第1項及び第2項」を「第13条第1項から第4項まで」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「提供されているとき」の次に「、又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

議 案 第 7 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県加須市町屋新田329番地1
- 2 氏 名 福 島 正 夫
- 3 生年月日 昭和25年1月9日生

平成27年7月27日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に福島正夫氏を選任することについて同意を得たいので、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、この案を提出する。